解散公告

当会社は、平成二十三年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月一日

沖縄県那覇市旭町一一四番地四

カヌチャコミュニティ株式会社

代表清算人　宮里　学

解散公告

当社は、平成二十三年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月一日

沖縄県那覇市松尾一丁目一九番二七号

株式会社ゼファー・オキナワドリーム

ファクトリー　代表清算人　飯岡　隆夫

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十三年三月十一日盛岡市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月一日

盛岡市菜園一丁目七番二二号

盛岡市洞清水土地区画整理組合

代表清算人　須永　宏

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月八日開催の臨時総会の決議により平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月一日

岩手県盛岡市菜園一丁目一二番一〇号

社団法人岩手県雇用開発協会

代表清算人　高橋　俊彦

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年二月二十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月一日

山形県鶴岡市美咲町二六番一号

職業訓練法人鶴岡産業能力開発学院

清算人　早坂　剛

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月四日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月一日

福島県福島市置賜町一番二九号

社団法人福島県雇用開発協会

清算人　吉田　典男

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年十月三日開催の社員臨時総会の決議により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月一日

茨城県つくばみらい市小張四七八五番地沼尻和夫方

特定非営利活動法人いきいき・サポート

代表清算人　金子　豊子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月三日開催の総会の決議により平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月一日

栃木県宇都宮市本町一二番一一号栃木会館四階

社団法人栃木県雇用開発協会

清算人　齋藤　文男

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月一日

埼玉県新座市野火止一丁目一番二号

財団法人新座市都市施設振興公社

代表清算人　山本　雅之

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月一日

川口市領家五丁目一番四三号

財団法人川口市学校給食協会

代表清算人　新海　今朝巳

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十三年三月十一日埼玉県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月一日

埼玉県春日部市粕壁三丁目一〇番四三号

粕壁三丁目A街区市街地再開発組合

清算人　山口禮三郎

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月一日

千葉市中央区富士見二丁目五番一五号塚本千葉第三ビル九階

社団法人千葉県雇用開発協会

清算人　江澤　正敏

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月一日

東京都千代田区三崎町一丁目三番一二号水道橋ビル

社団法人東京都雇用開発協会

代表清算人　宇野澤虎雄

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日存立時期の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月一日

東京都文京区湯島三丁目二六番一一号

財団法人全国米穀取引・価格形成センター

代表清算人　田原　文夫

解散公告（第一回）

当法人は、社員が欠けたことにより、平成二十三年二月十九日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月一日

東京都千代田区平河町二丁目一六番一五号

社団法人産業関係研究所

代表清算人　田舞徳太郎

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月一日

東京都千代田区一番町四番地四

財団法人保健同人事業団

代表清算人　吉岡　寛

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月一日

東京都国立市中二丁目一番地

東京商科大学奨学財団

清算人　宮田　和夫